

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

規 則

- 規則第44号 宇治市市営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（住宅課）…2

告 示

- 告示第122号 住民票の職権消除……………（市民課）…2
○告示第124号 市道路線の認定……………（建設総務課）…2
○告示第125号 市道路線の区域の決定……………（建設総務課）…2
○告示第126号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2
○告示第127号 市道路線の廃止……………（建設総務課）…2
○告示第128号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…3
○告示第129号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…3
○告示第130号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…3
○告示第131号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…4

公 営 企 業

- 告示第12号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始……………4
○公告第28号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………4
○公告第29号 宇治市指定給水装置工事業者の指定の取消し……………4
○公告第30号 宇治市指定給水装置工事業者の指定……………4

規 則

宇治市市営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を、ここに公布する。

平成29年12月22日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第44号

宇治市市営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宇治市市営住宅条例の一部を改正する条例（平成29年宇治市条例第15号）の施行期日は、平成29年12月28日とする。

告 示

宇治市告示第122号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条の規定による調査の結果、次の者の住民票を住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により平成29年11月29日付で職権により消除したので、同条第4項の規定により告示します。

平成29年12月8日

宇治市長 山本 正

住 所

氏 名

（揭示済）

宇治市告示第124号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年12月22日から14日間

平成29年12月22日

宇治市長 山本 正

路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
木幡473号線	木幡南山17番地の61 木幡南山17番地の52	
五ヶ庄259号線	五ヶ庄北ノ庄30番地の17 五ヶ庄北ノ庄30番地の14	
菟道223号線	菟道西中25番地の5 菟道西中25番地の2	
宇治394号線	宇治下居28番地の9 宇治下居21番地の14	

宇治市告示第125号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年12月22日から14日間

平成29年12月22日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
木幡473号線	木幡南山17番地の61 木幡南山17番地の52	6.0	182.4	
五ヶ庄259号線	五ヶ庄北ノ庄30番地の17 五ヶ庄北ノ庄30番地の14	6.0 ～12.0	22.6	
菟道223号線	菟道西中25番地の5 菟道西中25番地の2	6.0 ～12.0	32.1	
宇治394号線	宇治下居28番地の9 宇治下居21番地の14	6.0 ～12.0	59.3	

宇治市告示第126号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年12月22日から14日間

平成29年12月22日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
木幡473号線	木幡南山17番地の61 木幡南山17番地の52	平成29年12月22日
五ヶ庄259号線	五ヶ庄北ノ庄30番地の17 五ヶ庄北ノ庄30番地の14	平成29年12月22日
菟道223号線	菟道西中25番地の5 菟道西中25番地の2	平成29年12月22日
宇治394号線	宇治下居28番地の9 宇治下居21番地の14	平成29年12月22日

宇治市告示第127号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年12月22日から14日間

平成29年12月22日

宇治市長 山本 正

路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	備 考
五ヶ庄129号線	五ヶ庄福角55番地 五ヶ庄福角30番地の20		全部 廃止
菟道63号線	菟道西中26番地の5（右） 菟道西中32番地		一部 廃止
宇治239号線	宇治下居20番地 宇治下居20番地		全部 廃止

宇治市告示第128号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年12月22日から14日間

平成29年12月22日

宇治市長 山本 正

路 線 名	区 間	前 後 別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
大 久 保 名 木 線	伊 勢 田 町 名 木 3 丁 目 1 番 地 の 2 6	前	1 2 . 4	4 . 3	
	伊 勢 田 町 名 木 3 丁 目 1 番 地 の 2 6		～ 1 5 . 0		
	伊 勢 田 町 名 木 3 丁 目 1 番 地 の 2 6	後	1 2 . 4	3 . 5	
	伊 勢 田 町 名 木 3 丁 目 1 番 地 の 2 6		～ 1 5 . 8		
五 ケ 庄 1 0 1 号 線	五 ケ 庄 折 坂 5 1 番 地 の 6	前	0 . 6	1 6 . 5	
	五 ケ 庄 折 坂 5 1 番 地 の 6		～ 1 . 1		
	五 ケ 庄 折 坂 5 1 番 地 の 6	後	1 . 5	1 6 . 5	
	五 ケ 庄 折 坂 5 1 番 地 の 6				
菟 道 1 7 5 号 線	菟 道 東 隼 上 り 3 3 番 地 の 4 (右)	前	3 . 6	9 . 5	終 点 地 番 「 菟 道 東 隼 上 り 3 5 番 地 の 2 」 を 「 菟 道 東 隼 上 り 3 5 番 地 の 3 (右) 」 に 改 正 。
	菟 道 東 隼 上 り 3 5 番 地 の 2		～ 8 . 4		
	菟 道 東 隼 上 り 3 3 番 地 の 4 (右)	後	3 . 6	9 . 5	
	菟 道 東 隼 上 り 3 5 番 地 の 3 (右)		～ 8 . 4		
小 倉 町 1 2 2 号 線	小 倉 町 西 山 3 番 地 の 1 5	前	3 . 9	5 . 0	
	小 倉 町 西 山 3 番 地 の 1 5				
	小 倉 町 西 山 3 番 地 の 1 5				

	小倉町西山3番地の15	後	6.0	5.0	
伊勢田 町10 3号線	伊勢田町中山79番地の3	前	2.2 ～2.5	34.3	起点地番 「伊勢田 町中山7 9番地の 3」を「 伊勢田町 中山79 番地の2 0」に改 正。
	伊勢田町中山79番地の1				
	伊勢田町中山79番地の20	後	2.0 ～2.6	34.3	
	伊勢田町中山79番地の1				

宇治市告示第129号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年12月22日から14日間

平成29年12月22日

宇治市長 山本 正

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
大久保 名木線	伊勢田町名木3丁目1番地の26 伊勢田町名木3丁目1番地の26	平成29年12月22日
五ヶ庄 101号線	五ヶ庄折坂51番地の6 五ヶ庄折坂51番地の6	平成29年12月22日
小倉町 122号線	小倉町西山3番地の15 小倉町西山3番地の15	平成29年12月22日
伊勢田 町10 3号線	伊勢田町中山79番地の20 伊勢田町中山79番地の1	平成29年12月22日

宇治市告示第130号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年12月22日から14日間

平成29年12月22日

宇治市長 山本 正

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
白川2 4号線	白川鍋倉山10番地の26	前	2.2	65.9	
	白川鍋倉山10番地の3		～2.7		
	白川鍋倉山10番地の26	後	2.9	65.9	
	白川鍋倉山10番地の3		～3.7		

神明4 2号線	神明宮北63番地の5先 神明宮北70番地の40	前	4. 4 ～ 5. 0	13. 1
	神明宮北63番地の5先 神明宮北70番地の40	後	6. 5 ～ 7. 2	13. 1
広野町 114 号線	大久保町久保2番地の2 大久保町久保2番地の1	前	2. 0 ～ 3. 4	52. 8
	大久保町久保2番地の2 大久保町久保2番地の1	後	1. 8 ～ 2. 1	52. 8

宇治市告示第131号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年12月22日から14日間
平成29年12月22日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
白川24 号線	白川鍋倉山10番地の26 白川鍋倉山10番地の3	平成29年12月22日
神明42 号線	神明宮北63番地の5先 神明宮北70番地の40	平成29年12月22日
広野町1 14号線	大久保町久保2番地の2 大久保町久保2番地の1	平成29年12月22日

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第12号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

平成29年12月22日

宇治市長 山本 正

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
平成29年 12月22 日	五ヶ庄野添の一部、菟道奥ノ池の一部、宇治乙方の一部	分流式	宇治市木幡北島地内東宇治浄化センター
平成29年 12月22 日	宇治折居の一部、横島町一町田の一部、小倉町天王の一部、伊勢田町ウトロの一部・新中ノ荒の一部・中ノ田の一部・遊田の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター

宇治市上下水道事業公告第28号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

平成29年12月22日

宇治市長 山本 正

指定番号 第359号 NTパイピング

宇治市上下水道事業公告第29号

宇治市指定給水装置工事業者の指定の取消しについて

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の11の規定により、次に掲げる宇治市指定給水装置工事業者の指定を取り消しましたので、公告します。

平成29年12月22日

宇治市長 山本 正

指定番号 第441号 株式会社サンキューライフ

宇治市上下水道事業公告第30号

宇治市指定給水装置工事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、平成29年12月7日付けで、宇治市指定給水装置工事業者として、次の者を指定したので公告します。

平成29年12月22日

宇治市長 山本 正

指定番号 第455号 中山建設株式会社